

鳥取県議会告示第5号

鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

鳥取県議会議長 伊藤美都夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、鳥取県未来づくり推進局県民課、 <u>地域振興部東部振興監東部振興課、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局若しくは日野振興センター日野振興局</u> を経由して提出することができる。	(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、鳥取県未来づくり推進局県民課、 <u>東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局</u> 又は <u>日野総合事務所県民局</u> を経由して提出することができる。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。